

—東地中海・北アフリカ地域ニュース—

エジプト：憲法改正案の骨子／和解に向けたムスリム同胞団の動き（報道まとめ）

1. 憲法改正案の骨子

8月25日、裁判官や憲法学者10人によって構成される憲法改正委員会は、2012年憲法の改正案をマンスール暫定大統領に提出した。同改正案は、この後、エジプト社会の代表者50人から成る委員会（9月1日設置）に送付され、さらに検討が重ねられる。50人委員会は60日以内に最終改正案をまとめ、マンスール暫定大統領に提出する。現地紙によれば、改正案の主要な内容は以下のとおりである。

- ・イスラームは国教で、立法の主要な法源である（変更なし）。
- ・4条の「シャリーアに関する諸問題についてはアズハル最高ウラマー評議会の解釈（タフスィール）を受ける」という文言を削除。
- ・シャリーアの諸原則とはスンナ派の伝統的な法解釈を含む、とする219条を削除。
- ・宗教に基づく政党の結成を禁ずる（変更なし）。
- ・旧与党・国民民主党幹部の大統領選挙および議会選挙への立候補を10年間禁止する、とした232条を削除。
- ・シューラー評議会（上院）を廃止し、人民議会（下院）のみの一院制とする（2012年憲法では下院が「代議院」と改称されたが、改正案では以前の「人民議会」に戻された）。
- ・憲法成立後の初の総選挙は、憲法成立から30日以上60日以内に実施される。
- ・人民議会および地方議会は、小選挙区制で実施される（2012年憲法では小選挙区比例代表並立制。ムバーラク政権期が小選挙区制だった）。
- ・国防相は軍将校から選ばれ、軍最高評議会の承認を必要とする（後半部分が追加された）。

2. 和解に向けたムスリム同胞団の動き

8月14日の座り込み強制排除以降、大量の死傷者と逮捕者を出したムスリム同胞団は、現在も反暫定政権デモを続けているが、デモ参加者の動員数は全国で数千人規模にまで減少した。一方、現地紙『マスリー・ヨウム』によると、ムスリム同胞団は、軍およびリベラル派と和解案合意に向けた水面下の交渉を開始しているという。同胞団側のこうした変化は、これ以上の犠牲者を出したくないという考えや、同胞団の組織存続を考えた戦略と見られる。

同胞団側は、ムハンマド・アリー・ビシュル元国際協力相（自由公正党）などが、リベラル

派諸政党やサラフィー主義のヌール党と軍に提出する和解案について協議している。同胞団は、今後の対策として、ムルスィー政権下での失政を認めることも考慮に入れているという。また、軍および暫定政権との和解案としては、7月3日のムルスィー解任以降に逮捕された同胞団幹部を訴追しない代わりに、暫定内閣が決定した移行スケジュールを受け入れるという案を検討しているとされる。

(金谷研究員)

©本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 公益財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799